

国立大学法人神戸大学と明石市との連携に関する協定書

国立大学法人神戸大学（以下「甲」）と明石市（以下「乙」）は、相互の連携を強化し、地域の振興に寄与するとともにそれぞれの発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、SDGsの理念の下、相互の包括的かつ持続的な連携と協力により、地域の課題に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）市と大学の人的・知的資源の交流
- （2）市と大学の協働による調査研究の実施
- （3）市又は大学が主催する事業等に対する相互の協力・支援
- （4）地域の課題解決に向けた共創による取組
- （5）地域医療・社会福祉の連携推進
- （6）その他両者が協議して必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、連携を円滑に進めるため、それぞれに窓口を設置し、連絡調整を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、3年間有効とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに甲又は乙から改廃の申し入れがないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年7月28日

甲 兵庫県神戸市灘区六甲台町1番1号
国立大学法人神戸大学長

乙 明石市中崎1丁目5番1号
明石市長

藤澤 正人

丸谷 聡子